

備北地区消防組合における障害者活躍推進計画

1 主 旨

備北地区消防組合における障害者活躍推進計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第1項の規定に基づき、備北地区消防組合消防長が策定する障害者活躍推進計画である。

2 計画期間

令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）

3 備北地区消防組合における障害者雇用に関する課題

備北地区消防組合は、職員210名の一部事務組合であり、現在の雇用状況は、消防吏員及びその他の職員（三次市職員）となっている。これまで職員募集については、職種を消防吏員と限定しており、受験資格に条件付与は行っているものの障害者に限定した募集・採用は行っていない。

組織には、在職中に疾病・事故等により障害者となった職員（以下「中途障害者」という。）がいるが、個別に対応してきており、組織的に大きな問題は生じていない。今後も職員の高齢化等により、中途障害者となる職員が発生する可能性もあり、中途障害者に対する組織としての体制整備を確立する。

4 目 標

(1) 採用に関する目標

消防吏員は、障害者雇用率制度の除外職員であるように、今後も障害者に限定した募集・採用を行うことは困難と考える。

※現在、当消防組合消防吏員採用試験の条件には、身体的な限定基準は設けていない。このことから障害者である応募者を念頭においた職員の募集を継続するが、選考試験において必要と思われる検査等を行い、公平かつ適切に適性判定を行う。

(2) 定着に関する目標（障害者雇用に係る情報の収集）

なし※全国各消防本部の障害者雇用状況を把握し、必要に応じて検討する。

5 取組内容

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

ア 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。

イ 障害者職業生活相談員（障害者を5名以上雇用する事業所では、「障害者職業生活相談員」を選任し、障害者の職業生活全般の相談・指導を行うことを義務付。）の選任義務が生じた場合には、3箇月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、資格認定講習を受講させる。

ウ 障害者職業生活相談員の選任有無に関わらず、消防本部総務課に障害者である職員の相談窓口を設ける。

エ 中途障害者については、必要に応じて休職期間、研修期間等を確保した上、円滑な職場復帰を図るため、必要に応じて産業医等と連携しつつ雇用継続のための職業リハビリテーションの実施を行い、中途障害者となった職員が安心して職務復帰できるよう配置等の条件整備を計画的に進める。

※職場における就業上の困難性の把握及び支援が、その後の職業生活において重要であるため、職場において、産業医や医療機関等との連携体制を構築し、メンタルヘルス対策、健康診断等による障害の早期把握、必要な職業訓練、職務の再設計等の取組を行う。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

中途障害者となった職員が身体障害等により従来の業務遂行が困難となった場合又はその相談があった場合は、円滑な職場復帰のために必要な職務の選定、負担なく遂行できる職務の選定、職場環境の整備や通院への配慮、働き方等について検討する。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

ア 相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。

なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、

過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

イ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。

(ア) 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。

(イ) 自力で通勤できることといった条件を設定する。

(ウ) 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。

(エ) 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。

(オ) 特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。

(4) その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。

6 施行期日

この計画は、令和2年4月1日から施行する。